

事業番号	11 08 02	事業改善シート（令和7年度実施事業分）				☐ 当初要求 ☐ 当初予算案 ☐ 補正予算案 ☒ 点検			
事業名	建築物の安全・安心推進事業	部局	建設部	課・室	建築住宅課				
		実施期間	S47 ～	E-mail	kenchiku @ pref.nagano.lg.jp				

1 現状と課題

- ・令和2年（2020年）における住宅の耐震化率は85.5%、多数の者が利用する建築物の耐震化率は92.5%に留まり、長野県耐震改修促進計画（第Ⅱ期）で定めた目標に達していない状況
- ・土砂災害特別警戒区域の指定箇所に多くの住宅が存在しており、また、吹付アスベストが施工されている建築物が、未だに多く存在している状況
- ・地震後の余震等による二次的災害を防止するための被災建築物応急危険度判定の体制が、県内で発生する最も大きな地震による被害想定に基づく必要人数に達してなく、判定の体制が不完全な状況

2 事業目的

- ・いつ起こるか分からない地震や土砂災害、豪雪災害等に備え、県民の生命・財産と暮らしを守るため、災害に強い住宅・建築物の整備を図る。
- ・地震時における二次的被害を防止するため、建築物における吹付アスベストの除去等を促進する。
- ・地震後の余震等による二次災害を防止するため、被災建築物応急危険度判定の体制を整備する。

3 事業目的を達成するための取組

- ①所有者の負担軽減対策
- 耐震改修工事への支援
 - ・耐震改修工事の補助限度額を引き上げ、所有者負担の軽減を図る。
 - ・建替による耐震化を促進するため、市町村に対し、除却補助制度の創設を推進する。
 - ・耐震化率が特に低い地域や、歴史的まちなみを有する地域等に専門家を派遣して耐震対策を強化する。
 - ・県民へ向け、耐震改修の効果と必要性や、安価な耐震改修工法による負担減について情報発信する。
 - 特別豪雪地帯における住宅の克雪化に対する改修工事への支援
 - 災害危険住宅の移転等への支援、吹付アスベスト除去工事等への支援
- ②応急危険度判定士登録の促進
- 応急危険度判定士の認定要件の見直し
判定士の認定要件を改正したため、新たに登録要件となった技術者等に周知徹底し、登録者の増を図る。

4 成果指標

（推移の凡例 ↗：改善 ↘：悪化 →：変化なし —：数値なし）

No.	指標名	単位	R5年度	R6年度	R7年度		R7年度 目標値	達成 状況	目標値設定理由
			実績	実績	推移	実績	推移		
①	除却補助制度の創設数	市町村	38	45	↗	48	↗	46	達成 建替による耐震化の促進のため、令和5年度に除却補助を創設。制度創設市町村数を1割増と設定
②	応急危険度判定士登録数	人	1,604	1,670	↗	1,733	↗	1,800	未達成 県内で最も大きな建築物の被害想定に基づく、判定士の必要数は2,000人であり、5年で確保することを目標

5 本事業が貢献する総合5か年計画の施策分野と達成目標

No.	施策分野（施策の総合的展開名）	達成目標 （☆印が付いているものは主要目標）	単位	直近3か年の状況						目標	
				年／ 年度	数値	年／ 年度	数値	年／ 年度	数値	年／ 年度	数値
1-2①	災害に強い県づくりの推進	住宅の耐震化率	%	2023 (R5)	86	2024 (R6)	87	2025 (R7)	87	2027 (R9)	95.0

6 事業コスト

（単位：千円、人）

区分	予算額					決算額	職員数
	前年度繰越	当初予算	補正予算等	合計 （予算現額）	うち一般財源		
R7年度	0	338,351	△ 27,332	311,019	271,346	291,308	25.85
R6年度	0	193,227	59,232	252,459	219,822	233,365	25.85
R5年度	250	119,074	△ 10,199	109,125	82,931	96,346	25.85

事業番号	11 08 02	事業改善シート（令和7年度実施事業分）				☐ 当初要求	☐ 当初予算案	☐ 補正予算案	☒ 点検
事業名	建築物の安全・安心推進事業			部局	建設部	課・室	建築住宅課		

7 主な取組実績と成果

①所有者の負担軽減対策 ○耐震改修の補助限度額を拡充する上乗せ補助を実施、213件の申請があった。 ○建替えによる耐震化の推進を図るため、市町村説明会を開催し、除却補助制度の創設を働きかけ、新たに3市町村において創設された。（創設済：48市町村） ○市町村アクションプログラムの策定支援のため、アクションプログラムの作成例等を示し説明会を実施したところ、3市町村において、新たにアクションプログラムが策定された。（策定済：74市町村） ○木造住宅耐震リフォーム達人塾を開催したところ、WEB講習会へは、約50名、技術講習会(2会場実施) には、各約30名の参加があった。 ②応急危険度判定士登録の促進 ○登録更新対象者に対し、更新申請および認定証への顔写真添付を不要とし、辞退届がないものについては自動更新制とする更新しやすい制度をR5年度から実施している。更新対象者254名のうち、253名が更新された。 ○判定士の認定要件を見直し、R5年度に施工管理技士及び特定建築物調査員資格者を追加、R6年度に施工管理技士補を要件に追加した。令和7年度は新規登録者68名のうち25名が追加した要件の該当者であった。（施工管理技士20名、施工管理技師補4名、特定建築物調査資格者1名）

8 成果指標の達成状況に関する要因分析

指標①	除却補助制度の創設数	R6年度推移	↗	R7年度推移	↗	達成状況	達成
建替えによる耐震化の推進を図るため、市町村説明会を開催し、除却補助制度の創設を働きかけ、新たに3市町村において創設された。（創設済：48市町村）							
指標②	応急危険度判定士登録数	R6年度推移	↗	R7年度推移	↗	達成状況	未達成
更新制度の見直しにより更新登録者がほぼ100%となった。また、登録要件の見直しにより新規登録者を一定数確保できたが、周知不足により目標を達成することができなかった。							

9 今後の事業の方向性

(1) 上記7、8及び県民の意見等を踏まえた課題 ○建設費高騰などから改修工事費が想像以上に高額となるケースがあり、改修工事を断念する場合もある。改修工事費の負担軽減のため、設計者・施工者に対する安価な耐震改修工法の周知を行い、技術力の向上を図る必要がある。 ○住宅所有者やその家族等に対して、住宅耐震化の効果と必要性をはじめ、安価な耐震改修工法や補助制度の周知を徹底し、認知度をより高める必要がある。 ○応急危険度判定士の新規登録要件対象者に対して制度を周知する必要がある。
(2) 事業改善の方策 ○改修事業者に対し、改修工事の軽減化を図るため、講習会等を実施する。 ○様々な媒体を活用した計画的かつ効果的な周知・情報発信を実施する。 ○応急危険度判定士の認定要件及び更新要件の改正内容を、対象者等に周知徹底し、登録者の増加を図る。

事業番号	11 08 02	細事業一覧（令和7年度実施事業分）		☐ 当初要求	☐ 当初予算案	☐ 補正予算案	☒ 点検
事業名	建築物の安全・安心推進事業		部局	建設部	課・室	建築住宅課	

細事業 No.	細事業名		R5年度 決算額	R6年度 決算額	R7年度 決算額
1	住宅・建築物支援事業		63,082 千円	200,600 千円	253,932 千円
No.	細事業を構成する主な取組	実施方法	令和7年度実施内容（実績）（上段：事業概要、下段：活動によるアウトプット）		
1	住宅・建築物耐震改修総合支援事業	補助金	地震による建築物の倒壊から県民の生命・財産を保護し、災害時の被害の軽減を図るため、木造住宅等の耐震診断・改修を支援（補助、講習会等） 【耐震診断(設計含む)：1,359件 耐震改修(除却含む)：399件】		
2	災害危険住宅対策事業補助金	補助金	土砂災害特別警戒区域に存する住宅について、除却・移転等を行う場合の費用に対し補助を実施し、危険住宅の移転等を促進 【除却：0件 建設：0件 敷地造成：0件】		
3	アスベスト飛散防止対策事業補助金	補助金	アスベストの飛散による健康被害を防止するため、多数の者が利用する民間建築物のアスベストの除去に対して補助 【除去：3件】		
4	克雪住宅普及促進事業補助金	補助金	豪雪地域に暮らす住民の雪下ろしによる負担軽減や事故防止のため、市町村が行う住宅の克雪化への支援に対して費用を補助 【融雪型：6件 自然落雪型：3件 雪下ろし型：11件】		

細事業 No.	細事業名			R5年度 決算額	R6年度 決算額	R7年度 決算額
2	被災建築物応急危険度判定整備事業			45 千円	45 千円	45 千円
No.	細事業を構成する主な取組	実施方法	令和7年度実施内容（実績）（上段：事業概要、下段：活動によるアウトプット）			
1	被災建築物応急危険度判定整備事業	直接	地震による被災建築物の危険性を判定する体制を整備し、余震等による二次災害を防止するため、判定士養成講習会等を開催			
			【養成講習会：県下10会場開催】			

細事業 No.	細事業名		R5年度 決算額	R6年度 決算額	R7年度 決算額
3	建築対策事業		33,219 千円	32,720 千円	37,331 千円
No.	細事業を構成する主な取組	実施方法	令和7年度実施内容（実績）（上段：事業概要、下段：活動によるアウトプット）		
1	住宅・建築指導事業	直接	建築物等の安全確保のため、建築確認及び完了検査の的確な実施と建築指導員の活用により違反建築物の防止・指導を実施		
			【建築確認：853件 完了検査：941件 違反パト：2回×10所】		
2	宅地建物取引業指導事業費	直接	宅地建物取引業務の適正な運営と取引の公正を確保し、その健全な発達を促進するため、免許・登録事務、指導等を実施		
			【宅建業者：1,659者 取引士：12,547人】（R7末現在）		